

平成21年度 公共工事品質確保技術者資格試験 募集要項

申込書受付期間：平成21年7月6日（月）～8月14日（金）（当日消印有効）

※試験会場の都合により、定員になり次第受付を締め切る場合がありますのでHPでご確認の上お申し込み下さい。

資格区分：公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、（Ⅱ）

募集対象者：公共工事品質確保技術者（Ⅰ）

A要件 発注関係事務に関する所要の経験

B要件 品質確保に関する所要の経験

} の両要件を
有する者

公共工事品質確保技術者（Ⅱ）

A要件 発注関係事務に関する所要の経験を有する者

面接試験：全国10都市／（Ⅰ）、（Ⅱ）共通／平成21年10月～11月

札幌市	11月7日（土）～8日（日）
仙台市	11月21日（土）～23日（月）
東京都	11月21日（土）～23日（月）
新潟市	10月24日（土）～25日（日）
名古屋市	11月7日（土）～8日（日）
大阪市	11月14日（土）～15日（日）
広島市	10月31日（土）～11月1日（日）
高松市	11月14日（土）～15日（日）
福岡市	10月24日（土）～25日（日）
浦添市	10月31日（土）～11月1日（日）

社団法人 全日本建設技術協会

「公共工事品質確保技術者資格制度」について

1. 公共工事品質確保技術者資格制度の背景と目的について

(社)全日本建設技術協会(以下「全建」という。)は、平成17年4月より施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下「品確法」という。)」第6条及び第15条に基づき発注関係事務を適切に実施することができる者が育成されることを目的として、「公共工事品質確保技術者資格制度」(民間資格)を創設し、平成20年度より運用を開始することになりました。

本資格制度の創設により、公共工事の発注機関において発注関係事務を実施する職員の資質・能力の向上が図られるとともに、公共工事の発注機関が発注関係事務を適切に実施することができる者を活用する際の支援となることが期待されます。

2. 公共工事品質確保技術者の資格及び定義

公共工事品質確保技術者(以下「品確技術者」という。)には、(Ⅰ)及び(Ⅱ)の種別を設けています。品確技術者の認定を受けるには、資格試験に合格した上で登録を行う必要があります。

品確技術者の定義は以下のとおりです。

(公共工事品質確保技術者資格制度要綱第3条第2項)

品確技術者(Ⅰ)及び品確技術者(Ⅱ)の定義は、以下のとおりとする。

- ① 品確技術者(Ⅰ)：公共工事の品質確保に関して高度な技術的専門知識と豊富な実務経験を有する者
- ② 品確技術者(Ⅱ)：公共工事の品質確保に関して技術的専門知識と実務経験を有する者

(参考)品確技術者の想定業務

業務内容	総合評価落札方式の審査等	発注関係事務			
		設計積算補助	技術審査補助	監督補助	検査補助
品確技術者(Ⅰ)	○	○	○	○	○
品確技術者(Ⅱ)	—	○	○	○	○

業務区分	業務内容
総合評価落札方式の審査等	総合評価落札方式の審査 総合評価落札方式の導入・制度検討の指導助言
設計積算補助	仕様書及び設計書作成の補助 積算の補助
技術審査補助	入札及び契約方法の選択の補助 事業者の選定に関する評定事務の補助
監督補助	工事監督の補助
検査補助	工事検査の補助 工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務の補助

3. 各地区で実施中の支援技術者制度と全建の資格制度

「各地区で実施中の支援技術者制度」とは、国土交通省地方整備局等（北海道開発局及内閣府沖縄総合事務局を含む）と地方自治体で構成される協議会等が認定している公共工事の品質確保に関する技術者資格制度です。

全建の認定資格・品確技術者（Ⅰ）は、品確技術者等〔東北地区・関東地区〕と概ね同等の者、また、品確技術者（Ⅱ）は、支援技術者（Ⅰ）等〔各地区〕と概ね同等の者であると考えています。

各地区で実施中の支援技術者制度

〔地区〕 実施機関	資格名
〔北海道地区〕 公共工事の品質確保の促進に関する北海道連絡協議会	発注者支援業務技術者 Ⅰ種 ^{※1} 発注者支援業務技術者 Ⅱ種 ^{※2}
〔東北地区〕 東北地方公共工物品質確保促進協議会	公共工事総合評価審査技術者 ^{※0} 支援管理技術者 Ⅰ ^{※1} 支援管理技術者 Ⅱ ^{※2}
〔関東地区〕 関東地方整備局	公共工物品質確保技術者 ^{※0}
〔北陸地区〕 公共工事の発注者責任協議会	支援技術者 Ⅰ種 ^{※1} 支援技術者 Ⅱ種 ^{※2}
〔中部地区〕 施工体制の確保に関する推進協議会	発注者支援技術者 Ⅰ種 ^{※1} 発注者支援技術者 Ⅱ種 ^{※2}
〔近畿地区〕 近畿地方公共工物品質確保推進協議会	支援技術者Ⅰ（管理技術者Ⅰ） ^{※1} 支援技術者Ⅱ（管理技術者Ⅱ） ^{※2}
〔中国地区〕 公共工物品質確保中国ブロック協議会	支援業務技術者（Ⅰ種） ^{※1} 支援業務技術者（Ⅱ種） ^{※2}
〔四国地区〕 四国地方公共工物品質確保推進協議会	支援技術者 Ⅰ種 ^{※1} 支援技術者 Ⅱ種 ^{※2} 支援技術者 Ⅲ種 ^{※3}
〔九州地区〕 公共工物品質確保技術者資格認定委員会	Ⅰ種 公共工物品質確保技術者 ^{※1} Ⅱ種 公共工物品質確保技術者 ^{※2} 一般 公共工物品質確保技術者 ^{※3}
〔沖縄地区〕 沖縄地方公共工物品質確保等推進協議会	Ⅰ種 支援技術者 ^{※1} Ⅱ種 支援技術者 ^{※2}

各地区で実施の支援技術者制度については、当該機関にお問合せ下さい。

- ※0 品確技術者等
- ※1 支援技術者（Ⅰ）
- ※2 支援技術者（Ⅱ）
- ※3 支援技術者（Ⅲ）

4. 手続きフロー

募集期間	募 集	平成21年7月6日(月)~8月14日(金) 全建HP http://www.zenken.com/
		▽
審査期間	受験申込み	受験申込書/業務経歴証明書 課題論文/振込金受領書控え (コピー)
		▽
	書類審査	
		▽
	面接試験の通知	平成21年9月30日(水) 受験票の送付
		▽
	面接試験	平成21年10月24日(土)~11月23日(月) 論文審査/面接試験
登録期間		▽
	合格発表	平成21年12月頃 全建HPで番号を発表/合格者へ合格証の送付
		▽
	資格登録	資格試験合格の日から3年以内に登録 登録申請書/振込金受領書控え (コピー)
	▽	
	資格認定	登録証の交付

5. 公共工事品質確保技術者資格の登録者の有効期間

対象者	発効日	失効日
初めて登録する者	登録日	当該試験の合格日以降の直近の4月1日から起算して3年後の4月1日
更新により登録する者	登録日	登録申請日以降の直近の4月1日から起算して3年後の4月1日

※今回の試験に合格して登録された方の品確技術者としての登録の有効期限は、平成25年3月31日となります(平成25年4月1日に失効)。

※有効期間内に全建の開催する資格更新講習会(仮称)を受講することにより、登録を更新することができます。講習会の詳細については、改めて全建HP等で公表します。

「公共工事品質確保技術者」の受験手続き等について

1. 受験申込書等の受付について

1) 受付期間

平成21年7月6日(月)～8月14日(金) <当日消印有効>

※試験会場の都合により、定員になり次第受付を締め切る場合がありますので、HPでご確認の上お申し込み下さい。

2) 送り先

下記へ申請書類を郵送して下さい。

〒107-0052 東京都港区赤坂 3-21-13 昭栄赤坂ビル7F

(社) 全日本建設技術協会 事業課 (資格試験担当) 宛て

3) 受験申込書等の書類

受験申込書等は、全建HP (<http://www.zenken.com/>) から入手して下さい。

① 受験申込書

② 業務経歴証明書

- ・ 業務経歴証明書は、証明する機関で証明を受けてから提出して下さい。
なお、記載内容が事実と異なると認められた場合は、合格・登録が取り消されることがありますのでご注意ください。
- ・ 「各地区で実施中の支援技術者制度」の資格保有者で論文提出の一部免除を受ける方は、保有資格の資格証のコピー

③ 課題論文

④ 受験手数料

- ・ 銀行振込み：振込金受領書の控え(コピー)を同封して下さい。

振込手数料は受験者の負担となります。

振込銀行：三菱東京UFJ銀行赤坂見附支店

口座番号：(普) 0378249

口座名義：社団法人 全日本建設技術協会

※振込の際、必ず振込人名義の前に地区コード(P9試験会場一覧表参照)を付け加えてください。(例)東京の場合 → 03ゼンケンタロウ

2. 受験票の送付について

- ・ 面接試験の受験資格を満たすと認められる方には、受験番号、試験日時、会場、注意事項等を記載した「受験票」を返送します。なお、この「受験票」は、受験番号等を確認後、大切に保管し面接試験当日に持参して下さい。
- ・ 面接試験の受験資格を満たしていないと認められる方には、その旨を文書で連絡します。その場合、面接試験は受験できません
なお、受験手数料は返還いたしませんので、受験資格を十分確認して下さい。
- ・ 9月30日(水)までに受験票が届かない、又は紛失した場合は、速やかに全建まで確認をして下さい。

3. 受験資格要件等

資格試験は、平成21年7月31日現在で次の資格要件を満たす者を対象者として実施します。

なお、品確技術者（Ⅰ）はA・Bの両要件でそれぞれ1項目以上、品確技術者（Ⅱ）はA要件で1項目以上該当することが必要です。

区分		受験資格要件	品確技術者（Ⅰ）	品確技術者（Ⅱ）
A要件	発注関係事務に関する経験の要件	<p>ア) 公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項に規定する公共工事のうち、（別表）に該当する土木工事をいう。以下同じ。）の発注機関において発注関係事務（品確法第6条に規定する発注関係事務をいう。以下同じ。）に指導的立場^{（注1）}で5年以上の経験を有する者。</p> <p>イ) 建設コンサルタント等^{（注2）}における実務経験のうち、公共工事の設計業務、積算業務、監督業務、検査業務又は総合評価落札方式（品確法第3条第2項に規定する「価格及び品質が総合的に優れた内容の契約」を前提とした入札方式をいう。以下同じ。）に係る技術審査業務^{（注3）}の管理技術者（当該業務に係る契約の履行に関する管理及び統括を行う者をいう。以下同じ。）の経験を5年以上有する者又はこれら業務の担当技術者としての経験を12年以上有する者。</p> <p>ウ) 建設業許可業者における実務経験のうち、公共工事の主任技術者（建設業法第26条第1項に定める者をいう。以下同じ。）又は監理技術者（建設業法第26条第2項に定める者をいう。以下同じ。）の経験を5年以上有する者。</p>	1項目以上該当	1項目以上該当
B要件	品質確保に関する経験の要件	<p>ア) 公共工事の発注機関において総合評価落札方式に係る審査事務に指導的立場^{（注1）}で2年以上の経験を有する者。</p> <p>イ) 建設コンサルタント等^{（注2）}における実務経験のうち、公共工事における総合評価落札方式に係る技術審査業務^{（注3）}又はCM業務^{（注4）}の管理技術者として2年以上の経験を有する者又は当該管理技術者を指導する立場^{（注5）}で2年以上の経験を有する者。</p> <p>ウ) 建設業許可業者における実務経験のうち、総合評価落札方式において技術提案を作成した経験を有し、かつ総合評価落札方式により発注された公共工事の監理技術者として2年以上の経験を有する者又は当該監理技術者を指導する立場^{（注6）}で2年以上の経験を有する者。</p> <p>エ) 品確技術者（Ⅱ）の認定を受けた者であって、要件Bの（ア）～（ウ）に掲げるいずれかの経験を1年以上有する者。</p> <p>オ) 公共工事の発注機関における総合評価落札方式に係る委員会の外部委員（外部委員とは当該委員会を設置した公共工事の発注機関に所属していない委員をいう。）としての委嘱期間が1年以上ある者。</p>	1項目以上該当	不要

また、各要件における経験年数は合算することができます。

区分	経験年数の合算
A要件	ア)～ウ)の経験年数は合算し5年以上とする。 なお、イ)の担当技術者の経験年数は、他の要件と合算できない。
B要件	ア)～ウ)の経験年数は合算し2年以上とする。

- (注1) 指導的立場とは、公共工事の発注機関において当該事務を管理及び統括する立場をいう。
 (例えば、発注機関の本庁・本局の課長補佐以上、出先機関の課長以上をいう。)
- (注2) 建設コンサルタント等とは、公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項に定める公共工事をいう。）の発注機関から建設コンサルタント業務等を受注した実績のある法人をいう。
- (注3) 技術審査業務とは工事発注資料の作成から技術資料の分析・整理までの一連の業務をいう。
- (注4) CM業務とは、「CM方式活用ガイドライン」（2002年、CM方式活用方策検討会編著、大成出版社）においてCMRのマネジメント業務の内容として示されている下表の業務内容の一部又は全部を実施する業務をいう。

設計段階	①設計者の評価・選定に関するアドバイス、②設計の検討支援、③設計VEの提案
発注段階	①発注区分・発注方式の提案、②施工者の評価・選定に関するアドバイス、③工事価格算出の支援、④契約に関するアドバイス
施工段階	①施工者間の調整、②工程計画の作成及び工程管理、③CMRの立場からの施工図のチェック、④CMRの立場からの品質管理のチェック、⑤コスト管理、⑥発注者に対する工事経過報告

出典：「CM方式活用ガイドライン」

- (注5) 指導する立場とは、当該管理技術者を管理及び統括する立場をいう。
 (例えば、技術部長等をいう。)
- (注6) 指導する立場とは、当該監理技術者を管理及び統括する立場をいう。
 (例えば、工事部長等をいう。)

(別表)

1) 河川・砂防・海岸	2) 道路	3) 都市計画・地域計画・公園
4) 上下水道（土木工事関連）	5) 港湾・空港	6) 機械（土木工事関連）
7) 電気電子（土木工事関連）	8) 農業土木	9) 森林土木
		10) 水産土木

[参考] 品確法第6条
 (発注者の責務)

第6条 公共工事の発注者（以下「発注者」という。）は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を適切に実施しなければならない。（以下略）

4. 課題論文*

受験する資格に応じて、次のとおり論文を提出して下さい。

資格と提出論文の種類

論文の種類	論文1	論文2	論文3
品確技術者（Ⅰ）	—	○	○
品確技術者（Ⅱ）	○	○	—

※課題論文

論文1：公共工事の品質確保に関する基本的知識に関する論文

論文2：発注関係事務に関する実務経験に関する論文

論文3：公共工事の総合評価落札方式についての高度な知識に関する論文

1) 公共工事品質確保技術者（Ⅰ）受験の場合

申請時に以下の課題論文（2種）を提出して下さい。なお、様式は別添のとおりです。

なお、P2の「各地区で実施中の支援技術者制度」の資格保有者（品確技術者等〔東北地区〕・〔関東地区〕）は、（論文2）が免除されます。

なお、免除を受ける方は、既存の保有資格の資格証のコピーを添付し申し込んで下さい。

（論文2）公共工事*の設計、積算、監督、検査又は総合評価落札方式に係る技術審査について、発注機関における指導的立場、建設コンサルタント等における管理技術者等又は建設業許可業者における公共工事の監理技術者等として従事した事務又は業務のうち、公共工事の品質確保に関して、あなたが特に関心を持って取り組んだ一事例について、その事務又は業務の概要、直面した課題並びに課題に対してあなたが執った処置及びその理由について記述して下さい。（概要400字以内、課題・処置等1,200字以内）

（論文3）公共工事*の総合評価落札方式に関して、現在の課題及び改善策について、あなたの考えを記述して下さい。（1,200字以内）

※（別表）参照

2) 公共工事品質確保技術者（Ⅱ）受験の場合

申請時に以下の課題論文（2種）提出して下さい。なお、様式は別添のとおりです。

なお、P2の「各地区で実施中の支援技術者制度」の資格保有者（品確技術者等〔東北地区〕・〔関東地区〕又は支援技術者（Ⅰ）〔各地区〕）は、（論文1）が免除されます。

なお、免除を受ける方は、既存の保有資格の資格証のコピーを添付し申し込んで下さい。

（論文1）平成17年4月より施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の背景とその概要を記述して下さい。（1,200字以内）

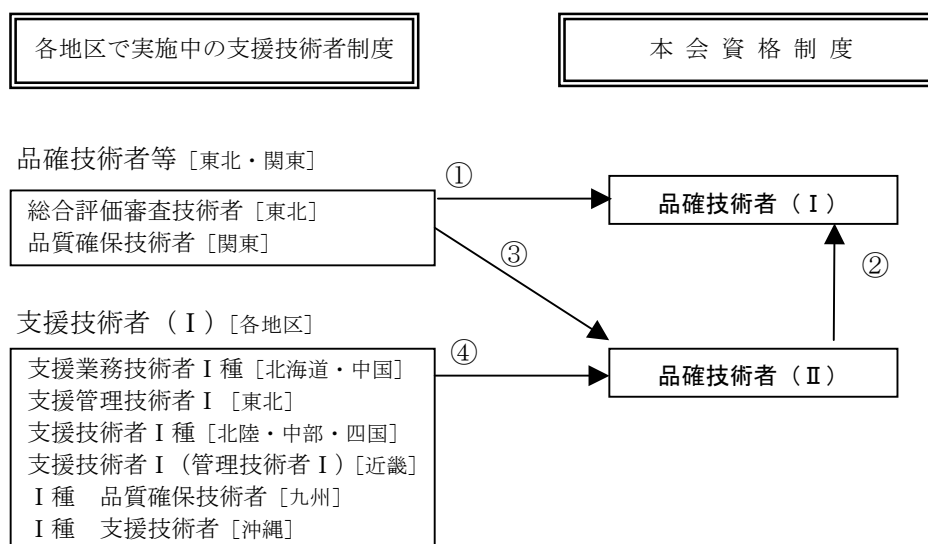
（論文2）公共工事*の設計、積算、監督、検査又は総合評価落札方式に係る技術審査について、発注機関における指導的立場、建設コンサルタント等における管理技術者等又は建設業許可業者における公共工事の監理技術者等として従事した事務又は業務のうち、公共工事の品質確保に関して、あなたが特に関心を持って取り組んだ一事例について、その事務又は業務の概要、直面した課題並びに課題に対してあなたが執った処置及びその理由について記述して下さい。（概要400字以内、課題・処置等1,200字以内）

※（別表）参照

5. 論文提出の一部免除

「各地区で実施中の支援技術者制度」の資格保有者等が全建の資格制度を受験する場合において、平成24年3月31日までは、保有資格により論文提出が一部免除されます。

論文提出が一部免除される場合



・品確技術者 (I) を受験する場合の提出論文※

パターン	各地区で実施中の支援技術者制度	提出論文	免除される論文
①	品確技術者等 [東北・関東]	論文 3	論文 2
②	品確技術者 (II) [全建]	論文 3	論文 2

・品確技術者 (II) を受験する場合の提出論文※

パターン	各地区で実施中の支援技術者制度	提出論文	免除される論文
③	品確技術者等 [東北・関東]	論文 2	論文 1
④	支援技術者 (I) [各地区]	論文 2	論文 1

※「各地区で実施中の支援技術者(II)及び(III)」は、論文提出の免除がありません。

6. 試験の方法及び受験手数料※

試験の方法及び受験手数料は、以下のとおりです。

資格区分	試験の方法		受験手数料(消費税込)
公共工事品質確保技術者 (I)	論文免除 のない場合	書類審査、面接試験 論文審査(論文2、3提出)	15,750円
	論文免除 のある場合	書類審査、面接試験 論文審査(論文3提出)	12,600円
公共工事品質確保技術者 (II)	論文免除 のない場合	書類審査、面接試験 論文審査(論文1、2提出)	15,750円
	論文免除 のある場合	書類審査、面接試験 論文審査(論文2提出)	12,600円

※納付された受験手数料は、書類審査において受験資格を満たさない場合、あるいは面接試験を受けない場合においても返還いたしません。

7. 面接試験

面接試験では、申請時に提出していただいた課題論文の記述内容について確認審査を行うとともに、公共工事品質確保技術者としての実務経験、知識、適格性等について口頭試問します。

8. 面接試験日時及び試験会場

面接試験日時及び試験会場は、以下のとおりです。なお、試験会場の選択はできませんが、試験日の選択はできません。

都市 (地区コード)	面接試験日程	試験会場
札幌市 (01)	平成21年11月7日(土)～8日(日) 面接試験 9時30分～17時15分	NTT北海道セミナーセンタ 札幌市中央区南22条西7丁目 TEL:011-552-8400
仙台市 (02)	平成21年11月21日(土)～23日(月) 面接試験 9時30分～17時15分	仙台ビジネスホテル 仙台市青葉区上杉1-4-25 TEL:022-261-5711
東京都 (03)	平成21年11月21日(土)～23日(月) 面接試験 9時30分～17時15分	FORUM8 東京都渋谷区道玄坂2-10-7 新大宗ビル TEL:03-3780-0008
新潟市 (04)	平成21年10月24日(土)～25日(日) 面接試験 9時30分～17時15分	新潟グランドホテル 新潟市中央区下大川前通3ノ町 2230 TEL:025-228-6111
名古屋市 (05)	平成21年11月7日(土)～8日(日) 面接試験 9時30分～17時15分	名古屋会議室伏見店 名古屋市中区錦2丁目8-26 宮井ビル TEL:052-563-0758
大阪市 (06)	平成21年11月14日(土)～15日(日) 面接試験 9時30分～17時15分	たかつガーデン 大阪市天王寺区東高津町7-11 TEL:06-6768-3911
広島市 (07)	平成21年10月31日(土)～11月1日(日) 面接試験 9時30分～17時15分	広島YMCA国際ビジネス専門学校 広島市中区八丁堀7-11 (広島YMCAホール 1号館) TEL:082-227-6816
高松市 (08)	平成21年11月14日(土)～15日(日) 面接試験 9時30分～17時15分	高松テルサ 高松市屋島西町2366-1 TEL:087-844-3511
福岡市 (09)	平成21年10月24日(土)～25日(日) 面接試験 9時30分～17時15分	パピヨン24 福岡市博多区千代1-17-1 TEL:092-633-2222
浦添市 (10)	平成21年10月31日(土)～11月1日(日) 面接試験 9時30分～17時15分	浦添市産業振興センター 浦添市勢理客4-13-1 TEL:098-870-1123

受験者毎の面接試験の日時については、受験票の発送と併せて、全建のHP (<http://www.zenken.com/>)でも発表(平成21年9月30日(水)予定)しますので、各受験者個人で確認し、面接時間の30分前までに受付を済ませて下さい。

9. 面接試験の注意事項等

①持参するもの

- ・受験票
- ・受付で本人等確認をする場合がありますので、写真付き身分証明書（運転免許証、パスポート、社員証等の顔写真が確認出来るもの）を用意して下さい。

②注意事項

- ・試験受験時は、試験官の指示に従って下さい。
- ・試験会場では、駐車場を用意しておりません。公共交通機関を利用して下さい。

10. 合格者の発表

全建HPで合格者の受験番号を発表します。併せて、合格者へ合格証を送付します。
なお、品確技術者の認定には、登録が必要となります。登録の申請をして下さい。

「公共工事品質確保技術者資格試験合格者」の登録手続きについて

公共工事品質確保技術者の資格試験合格者は、合格証に同封の申請書にて登録申請を行って下さい。

1. 登録申請の受付について

1) 登録申請書の受付期間

試験に合格した日（合格証の発行日）から3年間

2) 送り先

下記へ申請書類を郵送して下さい。

〒107-0052 東京都港区赤坂 3-21-13 昭栄赤坂ビル7F

（社）全日本建設技術協会 事業課（資格試験担当）宛て

3) 登録手数料（消費税込み） 3,150円

4) 登録申請書類

①登録申請書（合格証に同封の申請書）

②登録手数料

・銀行振込み：振込金受領書の控え（コピー）を同封して下さい。

振込手数料は受験者の負担となります。

振込銀行：三菱東京UFJ銀行 赤坂見附支店

預金口座：普通 No. 0378249

口座名義：社団法人 全日本建設技術協会

※振込の際、必ず振込人名義の前に地区コード（P9試験会場一覧表参照）を付け加えてください。（例）東京の場合 → 03ゼンケンタロウ

2. 登録証の交付について

申請書及び登録手数料振込みを確認後、登録証を発送します。（登録証が届かない場合は、速やかに全建まで確認をして下さい。）

※今回の試験に合格して登録された方の品確技術者としての有効期限は、登録申請の時期にかかわらず、平成25年3月31日となります（平成25年4月1日に失効）。

3. 登録証の更新について

有効期間内に全建の開催する資格更新講習会（仮称）を受講することにより、登録を更新することができます。講習会の詳細については、改めて全建HP等で公表します。

《 問 合 わ せ 窓 口 》

社団法人 全日本建設技術協会 事業課（資格試験担当） 下野、高野、戸村

〒107-0052 東京都港区赤坂 3-21-13 昭栄赤坂ビル7F

TEL 03-3585-4546 FAX 03-3586-6640

MAIL hinkaku@zenken.dion.ne.jp